

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、 決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>平成30年6月1日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。ただし、別紙1に該当する案件に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、 決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00082 沿革 <u>平成30年4月10日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、「貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00018）」、「貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022）」、「貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020）」、「貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027）」又は「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00025）」により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、各特約書の「日本貿易保険が別に定める国又は地域」及び「日本貿易保険が別に定める事業」の基準は、原則として、下記によるものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>	
<p>2 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>(1) 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書附帯別表第1に定める「設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは付属品」は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（日本貿易保険と日本機械輸出組合、日本鉄道システム輸</p>	<p>2 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>(1) 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書附帯別表第1に定める「設備（船舶、車両及び航空機を含む。）若しくはその部分品若しくは付属品」は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（日本貿易保険と日本機械輸出組合、日本鉄道システム輸</p>	

貿易一般保険包括保険又は貿易代金貸付保険包括保険のうち、決済期間又は償還期間が2年以上の案件の引受けの制限等について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>出組合又は日本船舶輸出組合との間で締結したものに限る。) 附帯別表第2に定める貨物とする。<u>ただし、上記以外の貨物について保険契約の締結を希望する場合であって、日本貿易保険がこれを認めたときはこの限りでない。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>出組合又は日本船舶輸出組合との間で締結したものに限る。) 附帯別表第2に定める貨物、<u>油若しくはガスの輸送に使用する種類のラインパイプ(横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。)、鋼板(ラインパイプ製造のために用いられるものに限る。)、碇子又はレール(鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。)</u>とする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	
<p>3 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成30年6月1日] この改正は、<u>平成30年7月2日</u>から実施する。</p>	<p>3 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成30年4月10日</u>] この改正は、<u>平成30年4月11日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	<p>[別紙1]～[別紙3] (略)</p>	
<p>[国カテゴリー表] (略)</p>	<p>[国カテゴリー表] (略)</p>	